第三十三条に次の一項を加える。

3　消防本部に配置する通信員のうち、同時に通信指令管制業務に従事する職員の数は、二人以上とする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない場合に限り、当該通信員の数を一時的に減ずることができる。

第三十三条を第三十一条とする。

第三十四条第一項第一号中「法」を「消防法」に、「六百八十分の十」を「七百三十分の十二」に改め、同項第二号中「二千三百分の二」を「二千四百分の二」に改め、同項第三号中「一万七千分の三」を「二万二千分の三」に改め、同項第四号中「別表第七」を「別表第八」に、「製造所等」を「危険物の製造所等」に改め、同条第二項中「定める」を「掲げる数を合算して得た数」に「要員」を「予防要員」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十五条第一項中「、屈折はしご自動車」を削り、「配置した」の下に「消防本部又は」を、「出動中であっても」の下に「消防本部又は」を加え、同条第二項中「第十二条」を「第十条」に、「管轄区域が隣接する署所」を「その管轄区域が隣接する消防署又はその出張所」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　前条第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる数に二分の一を乗じて得た数と同項第三号に掲げる数とを合算して得た数を超えない範囲内の数の予防要員については、予防業務の執行に支障のない範囲に限り、必要な数の警防要員をもって充てることができる。ただし、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を除いて得た数に相当する予防要員の数が二人に満たない場合は、この限りでない。

一　前条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる数を合算して得た数

二　前条第一項第二号に掲げる数の二分の一を超えない範囲内の数に相当すると認められる警防要員をもって充てることとされる予防要員の数

第三十五条に次の一項を加える。

4　前項の場合において、次の各号に掲げる業務を行うに当たっては、当該各号に定める要件を満たす警防要員をもって充てなければならない。

一　消防法第十七条に基づき消防用設備等（消火器具を除く。）の設置が義務づけられている共同住宅に対する立入検査業務　前条第三項に規定する予防技術資格者であること。

二　前号に掲げるもの以外の共同住宅に対する立入検査業務　消防学校の教育訓練の基準（平成十五年消防庁告示第三号）第五条第二項第三号に規定する予防査察科を修了した者又は同等以上の知識及び技術を有すると認められる者であること。

三　共同住宅又は一戸建て住宅に対する防火指導業務　当該業務の執行に必要な知識及び技術を有すると認められる者であること。

第三十五条を第三十三条とする。

第三十六条第一項中「人員」を「消防職員」に、同項第一号中「消防ポンプ自動車等及び特殊車等」を「消防用自動車等のうち非常用消防用自動車等以外のもの」に、「及び救助隊」を「、救助隊及び指揮隊」に改め、「、災害の状況に応じて、そのいずれかひとつに」を削り、「搭乗することを」の下に「、消防本部の規模及び消防用自動車等の保有状況等を勘案して消防庁長官が定めるところにより」を加え、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二　第三十一条に規定する通信員の数

三　第三十二条第一項に規定する予防要員の数

四　消防本部及び署所の総務事務等（消防の相互応援に関する業務を含む。）の執行のために必要な消防職員の数

第三十六条第一項第五号及び第六号を削り、同条第二項中「人員」を「消防職員」に改め、「、屈折はしご自動車」を削り、「第三十四条第一項第三号に定める数に相当する要員の数を交替制により勤務する職員」を「警防要員」に、「前項第五号」を「前項第三号」に、「第三十四条第一項第三号に定める数に相当する要員の」を「警防要員をもって充てる」に改め、同条を第三十四条とする。

第三十七条中「消防団は、」の下に「地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在として、」を加え、「この限りでない」を「一市町村に二団以上置くことができる」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十八条第一項中「ものとする」を「ものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする」に改め、同項第四号中「警戒、防除」を「警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等」に改め、同項第五号中「おける」の下に「警報の伝達、住民の避難誘導等」を加え、同項第六号中「地域住民」の下に「（自主防災組織等を含む。）」を、「対する」の下に「（指導、」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条を第三十六条とし、第三十九条を第三十七条とする。

別表第一中「市街地」の下に「の区域内」を加える。

別表第二中「（第四条第二項関係）」を「（第四条第一項関係）」に改め、「市街地」の下に「の区域内」を加え、「署所」を「消防本部又は署所」に改め、同表備考第二号中「第六条第二項」を「第五条第四項」に改める。

別表第四中「（第四条第四項関係）」を「（第五条第一項関係）」に改め、「市街地」の下に「の区域内」を加え、「署所」を「消防本部又は署所」に改め、同表備考第二号中「第六条第二項」を「第五条第四項」に改める。

別表第五中「（第五条関係）」を「（第五条第二項関係）」に、「署所」を「消防本部又は署所」に改め、同表備考第一号中「市街地」を「分割に係る地域」に改め、同表備考第二号中「第六条第二項」を「第五条第四項」に改める。

別表第六中「（第六条関係）」を「（第五条第三項関係）」に、「準市街地の区域内の人口」を「準市街地の区域内の人口」に改め、同表備考中「第六条第二項」を「第五条第四項」に改める。

別表第七中「（第三十四条第一項第四号関係）」を「（第三十二条第一項第四号関係）」に改め、同表を別表第八とし、別表第六の次に次の一表を加える。

別表第七（第八条第一項第一号関係）

第四類危険物の五対象施設	補正係数
製造所	五・〇
屋内貯蔵所	〇・一
屋外タンク貯蔵所	一・〇
屋外貯蔵所	〇・一
一般取扱所	一・五

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（消防団の装備の基準の一部改正）

第二条　消防団の装備の基準（昭和六十三年消防庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第二十九条第一項及び第二項」を「第二十七条第一項及び第二項」に改める。

（消防力の整備指針の一部改正）

第三条　消防力の整備指針第三十四条第三項に基づき、予防技術資格者の資格を定める件の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条第三項」を「第三十二条第三項」に改める。

○消防庁告示第二十九号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十条第一項の規定に基づき、消防水利の基準（昭和三十九年消防庁告示第七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三十一日

消防庁長官　坂本　森男

第一条中「最小限度の」を削る。

第四条第三項中「に定める配置」を「の規定に基づき配置する消防水利」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項及び第二項の規定に基づき消防水利を配置するに当たっては、大規模な地震が発生した場合の火災に備え、耐震性を有するものを、地域の実情に応じて、計画的に配置するものとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○財務省告示第三百三十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十七年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十六年十月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

輸出統計品目表第一五二一・九〇号を次のように改める。

1521.90	000	―その他のもの	KG

輸出統計品目表第二一〇三・九〇号中

「	100	―粉末	KG 」を
「	100	―粉末	KG
	200	―インスタントカレー―その他のカレー調製品	KG 」に

改める。